

報道機関各位

健康福祉部健康増進課感染症・疾病対策グループ
 担当者名：緒方、田野
 電話：0776-20-0352
 県庁内線：2628

「インフルエンザ警報」の発令について

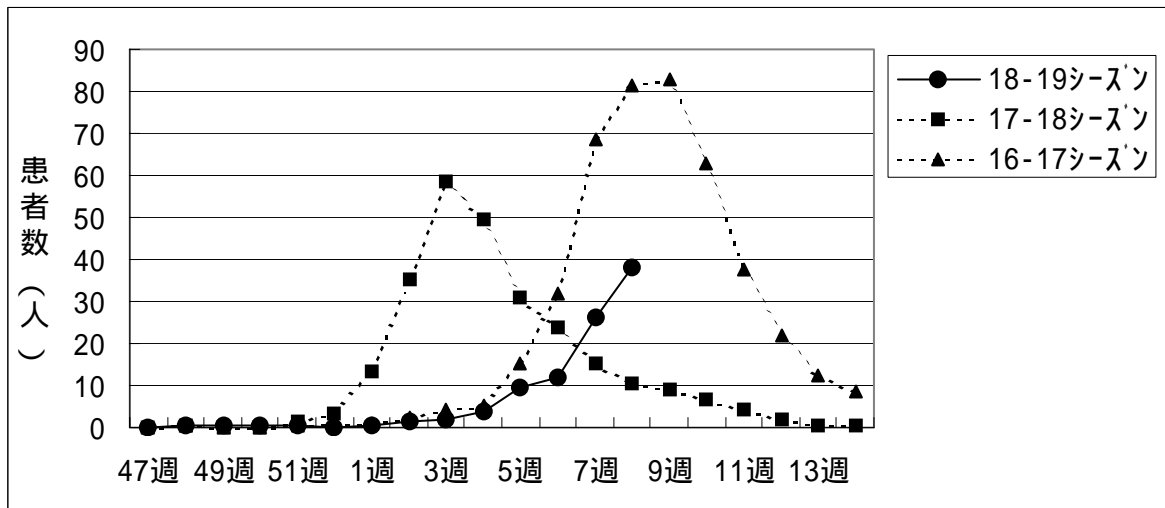
2月21日に「インフルエンザ注意報」を発令しましたが、その後さらに患者が増加しており、県内32医療機関を対象とした調査で、平成19年第9週(2月26日(月)から3月4日(日)まで)の1医療機関当たりのインフルエンザ患者報告数が38.00となりました。

これは、国立感染症研究所の「警報・注意報システム」における警報の基準として定められている「1医療機関当たり報告数が30以上」に該当し、さらに患者が増加するおそれがありますので、「インフルエンザ警報」を発令します。

県民の皆さんに注意を呼びかけるため、各市町、県庁関係各課、各健康福祉センターあてに裏面記載のチラシを送付し、改めて予防法等の周知を依頼しますので、報道機関におかれましても、再度周知に御協力くださいますようお願いいたします

患者発生状況

感染症発生動向調査事業(対象32医療機関)による1医療機関当たりの1週間の患者報告数



(18-19年シーズンの患者報告数)

週 (期間)	5週 (1/29~2/4)	6週 (2/5~11)	7週 (2/12~18)	8週 (2/19~25)	9週 (2/26~3/4)
報告数合計	117	289	376	836	1,216
1医療機関当たり	3.66	9.03	11.75	26.13	38.00

(参考) 過去の警報発令日

平成16年度(16~17年シーズン) 平成17年2月22日
 平成17年度(17~18年 ") 平成18年1月24日

インフルエンザ警報発令中

福井県では、32の医療機関において毎週のインフルエンザ患者数を調査しています。

平成19年第9週(2月26日～3月4日)の1医療機関当たりのインフルエンザ患者報告数が38.00となり、国立感染症研究所が定めるインフルエンザ警報の基準である「30」を越えましたので、3月7日に「インフルエンザ警報」を発令しました。

今後、さらに患者が増加するおそれがありますので、予防の徹底をお願いします。

インフルエンザとは・・・

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することで起こる病気です。インフルエンザにかかった人がせきやくしゃみをする、ウイルスが飛び散り、それを吸い込むことなどで感染します。感染力が強いため、多くの人がかかります。38から40の高熱や、悪寒、頭痛のほか関節痛や全身のだるさといった症状が典型的なものです。抵抗力の弱い高齢者や乳幼児では命に関わる重い症状を引き起こすことがあります。

日常できるインフルエンザの予防法等

(1) うがい、手洗いをしましょう。

特に帰宅した際のうがいと石けんを使った手洗いを心がけましょう。うがいと手洗いは、インフルエンザに限らずほかの感染症の予防という点でも大切です。

(2) 適度な湿度を保ちましょう。

乾燥するとどの粘膜も乾きやすくなり、ウイルスを防ぐ力が落ちますので、室内は適度な湿度を保ってください。マスクを着けることも効果があります。

(3) 栄養と休養を十分にとりましょう。

栄養のバランスのとれた食事や十分な睡眠をとるなど、健康管理に注意し、体力や抵抗力が落ちないように心がけてください。

(4) 人ごみを避けましょう。

人ごみでは感染する機会が多くなりますので、できるだけ人ごみを避けてください。

(5) インフルエンザにかかったと思ったら.....

マスクを着用して早めに医療機関を受診してください。ウイルスが増えることを抑える治療薬が普及していますが、早い段階で服用することが必要です。

また、睡眠を十分とり安静にすることやバランスのとれた消化のよい食事をとること、お茶やジュース、スープなどで水分を十分補給すること、外出を避けるといった点に気をつけてください。

早めに治療することは、症状が重くならないようにするだけでなく、他の人にうつさないためにも大変重要です。また、無理をせず、学校や仕事を休むことは、周囲の方への感染を防ぐことにもなります。



インフルエンザについての詳しい情報は、ホームページ「福井県感染症情報」(<http://kansen.erc.pref.fukui.jp/>)を、ご覧ください。

福井県健康福祉部健康増進課